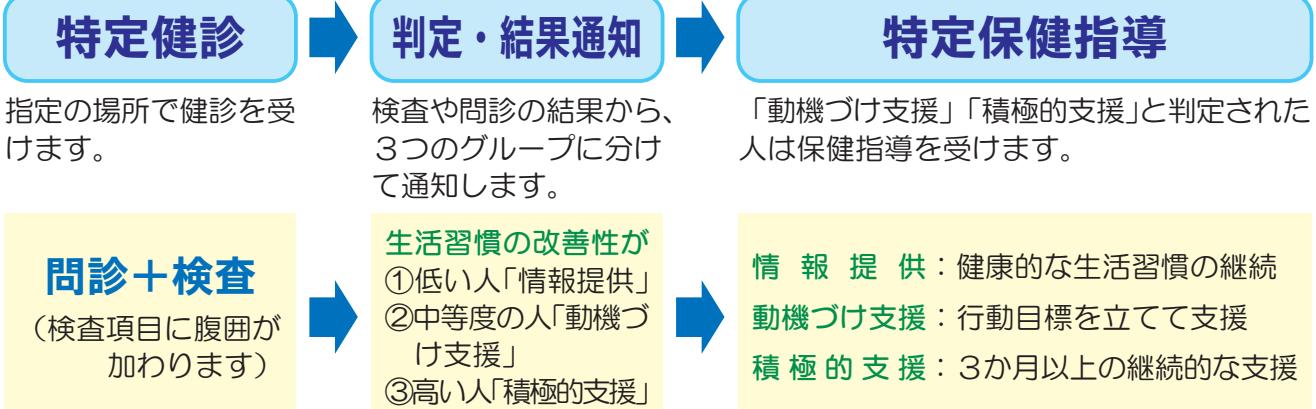


平成20年4月から国民健康保険がかわります！

① 特定健診がはじまります。(40～74歳の国保被保険者が対象)

国保ではメタボリックシンドローム削減のための新しい健診・保健指導を実施します。新しい健診・保健指導の流れは下記のようになります。



② 義務教育就学前の子どもの自己負担割合

平成20年3月まで
3歳未満 2割

平成20年4月から
義務教育就学前 2割



③ 高額医療・高額介護合算制度の創設

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、国保と介護保険のそれぞれの自己負担限度額を適用後に、両方の年間の自己負担を合算して一定の限度額を超えた場合は、超えた分が支給されます。(20年度は年間算定期間のため支払いは21年8月からになります。)

④ 退職者医療制度の対象年齢

平成20年3月まで
75歳未満

平成20年4月から
65歳未満



⑤ 70～74歳の人の窓口負担の凍結

70～74歳の人が医療機関で治療を受けたときなどにお支払いいただく窓口負担については、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、1年間は1割負担に据え置かれることとなりました。

3月下旬に保険証の切替えがあります！

対象者

- 70歳以上の人
- 退職者の国民健康保険証をお持ちの65歳以上の被保険者とその被扶養者
- 一定の障害のある65歳～74歳の老人保健の人(後期高齢者医療の取下げも出来ますので早めにお申し出ください。)

〈詳細につきましてはパンフレットを配付いたします。〉